

議会基本条例検討協議会（第32回）

平成25年11月 8日（金）

場 所：委 員 会 室

- 1 市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について
（資料1～3）

- 2 その他

午前9時01分 開会

1. 市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について
【河崎会長】 本日は、引き続き市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について協議する。条文の見直しは主として「市民参加」の第7条第4項、旧13条の反問権、「条例の見直し」の第22条である。事務局から資料について説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 まずは第7条第4項の条文について、前回「議会は、地域に出向いて意見交換を行うものとする」で協議は整ったが、その時に「地域に出向くばかりでなく、過去にも市議会の全員協議会室を会場として行った例もある。意見交換する場所を持っていない団体もあり、地域に出向いてと限定するのは問題があるのではないか」という意見もあり、正副会長で協議をし、「地域に出向くなどして市民や団体等と意見交換を行うものとする。」との案をつくったので、再度協議してもらいたい。特に内容に変更があるものではないが、この案でどうか。逐条解説も同様の変更となる。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に旧13条の反問権は、大和クラブ、日本共産党、無所属に持ち帰って協議してもらうこととなっているが、その結果を報告してもらいたい。

【事務局次長】 1点先に述べさせていただく。前回、一般質問の定義を括弧書きで規定している部分は規定しなければならないのかを市側の法制担当に照会することとなっていたが、照会した結果、会議規則は条例に匹敵する規則だが、そこに規定されていても、基本条例に「一般質問」と使うのであれば、定義はすべきとのことであった。

【河崎会長】 規定することが必要との法制担当の意見であった。

【窪委員】 書き込むべきなのか。

【河崎会長】 後ほどの協議としたい。

まずは大和クラブから報告をお願いしたい。

【古谷田委員】 過去、旧第13条については、認められないと表明している。理由として、市長等による反問権は、議員と市長等が互いに活発に議論ができるように規定すべきものであり、一般質問全体に及ぶべきと考えるからである。総括質問であれば活発に議論をしなくてもよいということにはならないと考えられ、反問権を一問一答や総括質問などの一般質問の方法によって分ける理由がないし、また、議員が反問を避けることを選択できるとも受け取れる。このような不徹底な条文を規定するのであれば、現段階では、一般質問についての条文は不要であると考えます。

第1項又は第2項を残すことについて、今回の検討は、そもそも市民説明会、パブリックコメントの市民意見にいかに対応するかが重要であり、市民の意見は反問権の付与を求めている。その意味からも、反問権が付与できないのに第2項で質問の方式を規定することは認められない。市民の意見を受けながら、質問の方式だけ規定することは、市民の意見を見捨てることになる。第1項は、一般質問は議会において重要な位置づけであるとの観点から新たに提案されたと理解しているが、お互いの意見を活発化するた

めの反問権を規定できない中で、市長等に対してだけ誠実な答弁を求めるというのは、一方的で認められない。第1項、第2項について、反問権付与を求める市民意見を受けながら、反問権抜きの一般質問の条文を設けることは、市民からどう見えるか考えるべきであり、現段階で旧第13条は部分的でも規定すべきではない。

前回、大和クラブのみ調整を求められたことについて、反問権が必要という市民意見を受けた調整なのに、なぜ本会派だけに調整を求めるのか。無条件の反問権を規定する条文を提示し、全会派で調整を行うべきではないか。以上が大和クラブの意見である。

【河崎会長】 無所属はどうか。

【大波委員】 前回示したとおりである。

【河崎会長】 日本共産党も前回と同様か。

【窪委員】 同様である。一般質問の定義は、会議規則に規定されているとしても、基本条例では規定すべきではないとの立場で削除を求めている。

【河崎会長】 大和クラブは無条件の反問権を規定すべきとのことで、現段階ではこの条文には合意できないとのことである。日本共産党、無所属は無条件の反問には合意できないとのことであり、残念であるが、旧第13条は合意に至らないので全削除となる。

次に第22条について、市民からの意見を受けて、前回「4年を超えない期間ごとに」という提案もあり協議したところである。その後、他市議会の条例なども参考にして、正副会長で条文案を検討し、見出しを「条例の検証」、条文を「議会は、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証し、必要な措置を講じるものとする。」として資料1に掲載しており、条文の見直し案として提案したい。前回「常に検証」でよいとの意見もあったが、「常に」ではなかなか検証されず先送りになり、議員の任期中に一度も検証されずに次の任期になることも懸念されるため、このような案を提示したが、この案のとおりでよいか。「必要な措置」には「条例の見直し」も含まれる。

全 員 了 承

【河崎会長】 逐条解説も資料1に記載のとおり変更する。

次に市民説明会及びパブリックコメントでの意見に対する回答について、前回提示したものに対して各会派からは意見をもらっていないが、いくつか改めたい箇所があるので、資料2に四角囲いをした部分を修正した。

※会長から回答案の修正点を説明。

【河崎会長】 冒頭「第〇条については、次のとおり修正させていただくこととなりました」の「第〇条」の部分は「第7条第4項及び第9章（第22条）」となり、変更した条文を見え消しで記載する。

34は、第7条第4項を変更したため、「地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる」を「地域に出向くなどして市民や団体等と意見交換を行うものとする」に改める。

反問権は本日の協議の結果、復活しないこととなったので、現状の回答案とする。

54から58は、追加で「協議会」を「本協議会」に改めたい。

条例の見直しは、本日の協議で条文を変更したため、回答案を配付する。

※事務局から回答案を配付。

【河崎会長】 回答案は修正箇所を見え消しで記載している。追加として「住民の皆さん」を「市民の方々」に改めたい。66の条例の見直しの部分も同様に変更する。

市民への回答について、意見等はあるか。

【中村副会長】 配付された条例の見直しの回答案について、1文目と2文目は「また」で接続したほうがよいのではないか。3文目の「これが基本です。」はいらないのではないか。

【河崎会長】 「二元代表性の一翼」は「二元代表制の一翼を担うもの」とする。「監視」と「チェック」が併記されているが、「監視」と「チェック」は同じ意味なので、条文中で使っている「監視」だけでよいのではないか。

【窪委員】 「監視」は具体的な行動を起こさないイメージである。

【河崎会長】 「第2条に規定した議会の役割を踏まえ」としてはどうか。それとも前置き部分はいらないか。

【山田委員】 加筆部分に「第1条に規定している目的に沿っているのかどうかを」と入っている。

【河崎会長】 上2行は削除して、「議会は、第1条に規定している目的が達成されているかを常に検証し、」とすることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 ほかに何かあるか。

【窪委員】 日本共産党は、反問権は認めないが、市長は議員の質問に対し、自分の見解を述べることで反論することができる。反問と反論は違うと考えている。市民からの意見に説明責任を果たしていないとあるが、一般質問をどのように認識しているのかはわからないが、市長は反論をしており、打たれっばなしではない。

【井上委員】 旧13条の復活を提案したが、正副会長で調整されたが削除となったと思うが、前回副会長が多数決について提案したが、協議ではどのような形で話をしたのか。

【河崎会長】 会長としては、最後の最後での多数決は引っかかるものがあり、先ほど報告してもらった3会派に対し多数決もあるという話はしていない。

【井上委員】 一般質問は重要であり、条文から削除されることは納得いかない。受け入れざるをえないが、意見は述べておく。

【山本委員】 原則全会一致で今まで協議をしてきた。旧13条は規定すべきと考えているが、決める方法をこういう状況だから多数決にするということはしないという会長判断でよいと考える。後からルールを曲げるのではなく、あくまでも本協議会は全会一致と決めてやってきたので、最後まで筋を通すべきである。

【河崎会長】 会派として、ほかにもこうしたいという条文はあり、この件だけ多数決にすると、ほかの部分も多数決にしたいという会派が出てくる可能性もある。この時点で多数決にすると、将来に渡り禍根を残す恐れもある。最終的には本会議で、多数決で議決される。本協議会の性格を再度認識してもらいたい。

【赤嶺委員】 本協議会では全会一致だが、本会議では多数決という判断もあり得るということか。

【河崎会長】 議決は多数決が原則である。

【議事担当係長】 議案という形になっての条例案の決定は、法律どおり多数決で決定される。

【赤嶺委員】 旧 13 条を復活させて無条件の反問権を認める対案が出された場合、原案なのか対案なのかを多数決で判断するということも考えられるか。

【議事担当係長】 制度上、それは可能である。ただし、全会派の代表を出して合意形成を図りながら案をつくってきたので、そのような手法がとられたあとの条例の執行については危惧される。

【窪委員】 そういうことが可能だから全会一致を原則にすべきで、そういう手法でやられてしまうと議会での協議が根底から崩される。議会運営はできるだけ全会派合意のもとでやらないと改悪ができてしまう。議案の修正は可能だが、そういう手法はとるべきではない。

【赤嶺委員】 今回協議をしてきた中で、第 13 条だけが結論が先送りにされる状況になっていることは否めない。調整が行われてきたが合意が得られなかったのであれば、本会議で多数決という形で各会派の意見を表すのも一つの方法ではないか。

【河崎会長】 意見として受けとめる。大事なことは二元代表制のもとの議会の役割を明らかにするということであり、この条例を制定することで議会や議員の活動原則や基本的な事項が定まり、市民の負託に的確に応える議会を目指していくというところでは、この条例の成立を巡って将来に禍根を残すこと、この条例に賛成しない会派が出てくることは避けたい。そのために 32 回に渡る協議を重ねてきた。最後に分裂することは避けたい。条例策定のプロセスが重要であると認識している。各委員も 1 年 9 カ月に渡る協議を重く捉えてもらいたい。

【赤嶺委員】 市民への回答の 95 だが、「2011 年の市議選以前に条例づくりは大和市議会の具体的な課題となっていました」とあるが、具体的な課題となっていたのになぜ 2 名の議員しか訴えなかったのかと捉えられかねないと考え、「2011 年の市議選以前に議会基本条例の必要性は議論されてきました」に変更し、最後の「立ち上げ、議論を重ねてきました」を「立ち上げました」とすることでどうか。

【河崎会長】 最後は「立ち上げ、協議を重ねてきました」でどうか。

【赤嶺委員】 それでも構わない。

【議事担当係長】 西暦と和暦が混合しているので、どちらかに統一してよいか。

【河崎会長】 市の議案は「平成」との記載なので、和暦に統一でよいのではないか。

【山田委員】 102 の回答も和暦に変更する必要がある。

【議事担当係長】 ほかの部分でもあれば、事務局で修正をかけたい。

2. その他

【窪委員】 12 月定例会に上程する具体的な日程はどのようか。

【河崎会長】 今後のスケジュールについて、事務局から説明する。

【事務局次長】 本協議会の結果を正副議長に報告し、各会派にも連絡する。あわせて市民への回答についてはホームページにアップする。12 月定例会に向けては 11 月 20 日の代表者会、議会運営委員会に報告し、27 日の本会議初日に上程し即決という形で議運で協議される予定である。

【河崎会長】 本会議での上程については、議長に委ねられることになる。上程の仕方、提案の仕方は議運で協議することとなる。

【窪委員】 議運で決めることになるだろうが、全会一致となれば各会派の代表が提案者になるべきではないか。

【河崎会長】 それぞれの会派で考え方をまとめておいてもらえればと思う。

今回で最後となるが、傍聴者の方からご意見はあるか。

【傍聴者】 こういう機会を設けてもらいありがたく、市政に対する各委員の意見を聞くことができ、大変よかったという気持ちである。

【河崎会長】 昨年2月から長きに渡り、協議に参加してもらった。このように激論を交わした協議会は少なかったと思うし、将来の糧になるのではないか。本日を持って、議会基本条例検討協議会を閉会とする。

午前 10 時 02 分 閉会